

家屋等解体について

- 東日本大震災により被災した、避難指示解除準備区域または居住制限区域に立地している家屋等の解体申請を受け付けています。
(帰還困難区域に立地している家屋等は、現時点では解体申請の対象外です。復興・帰還に向けた取組みとともに対応方針を検討中です)
- 平成28年1月末現在で、1,090件の家屋等解体の受付があります。
現在まで約200件の解体を完了しており、新たに平成28年8月末まで約260件の解体を予定しています。今後、受付をした物件を順次解体していきます。



- 解体申請をしてから実際の解体工事に着工するまでは相当な期間を要しますので、解体申請を希望される方は、早めの申請をお願いします。
- 解体について、お悩み・質問等がありましたら、下記へご相談ください。

家屋等解体申請の受付

株式会社高島テクノロジーセンター
(環境省受託業者)

☎ 0120(603)016

- 二本松市北トロミ573番地
(浪江町役場二本松事務所敷地内特設建物)
- 受付時間：平日 8時30分～16時30分

家屋等解体のお問合せ

浪江町除染および災害廃棄物等に
関する相談窓口(環境省)

☎ 0120(505)043

- 浪江町大字幾世橋字六反田7-2
(浪江役場本庁舎1階南側)
- 受付時間：平日 9時～17時

ここからは広告です。

ご自宅のお悩みございませんか？

修繕

片付け

清掃

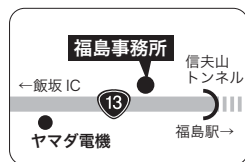
etc... ご相談ください!

従業員
随時募集中!



誠意と技術で奉仕する
東北工業建設株式会社

本社 〒979-1502 浪江町大字藤橋字原 59-1
福島事務所 〒960-8252 福島市御山字検田 58-1
TEL.024-573-4127 FAX.024-573-4128



お問合せは
担当のおざきまで
お気軽にお電話下さい。
024-573-4127

